○北海道警察原子力災害警備計画の制定について

令和４年11月９日

道本備第3642号（各部合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

原子力災害が発生した場合の警備対策については、「北海道警察原子力災害警備計画の制定について」（平31．３．20道本備第4632号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察原子力災害警備計画」を定めたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北海道警察原子力災害警備計画

第１　総則

１　趣旨

この原子力災害警備計画は、原子力事業所又は事業所外運搬（発電所の外における放射性物質の運搬をいう。以下「運搬」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより生ずる災害に関して、原子力災害警備を迅速かつ的確に実施し、原子力災害から住民等の生命、身体及び財産を保護するため、道警察の執るべき措置について定めるものとする。

２　準拠規定

原子力災害警備活動については、別表１のとおり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）、国家公安委員会・警察庁防災業務計画、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）及び北海道警察災害警備計画その他関係法令等によるほか、この原子力災害警備計画に定めるところによる。

３　計画の対象となる原子力事業所

北海道には、下記の原子力事業所が所在し、３基の原子炉が設置されている。この原子力災害警備計画における原子力災害警備は、下表の３基の原子炉を対象とする。

名称	北海道電力株式会社泊発電所		
所在地	北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地１		
敷地面積	約135万平方メートル		
	１号機	２号機	３号機
定格電気出力	57万９千kW	57万９千kW	91万２千kW
原子炉の型式	軽水減速・軽水冷却・加圧水型（ＰＷＲ）		
燃料の種類	低濃縮ウラン		
冷却水量	１基当たり毎秒40立方メートル		毎秒66立方メートル
冷却水の取放水方式	表層取水・水中放水		
着工年月	昭和59年８月	昭和59年８月	平成15年11月
営業運転開始年月	平成元年６月	平成３年４月	平成21年12月

４　定義

この原子力災害警備計画において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

⑴　原子力災害

原子力発電所等における事故により生ずる被害で、放射性物質の流出等その影響が周囲に及び、又は及ぶおそれがあるものをいう。

⑵　原子力防災管理者

原子力事業所ごとに選任され、原子力防災等を総括・管理する責任者（泊発電所長）をいう。

⑶　特定事象

泊発電所の敷地境界付近で１時間当たり５マイクロシーベルト以上のガンマ線の放射線量が検出されるなど、原災法第10条第１項前段の規定に基づき、原子力防災管理者が内閣総理大臣、北海道知事等に通報を行うべき事象をいう。

⑷　原子力緊急事態

泊発電所の敷地境界付近で１時間当たり５マイクロシーベルト以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出されるなど、原災法第15条第１項に該当する事象をいう。

⑸　原子力緊急事態宣言

原災法第15条第２項の規定に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態が発生した旨等を公示することをいう。

⑹　緊急事態区分

指針によれば、原子力発電所において事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するため、以下に掲げる区分に分類される。

ア　情報収集事態

泊村（立地村）で震度５弱又は震度５強の地震が発生した事態（泊村において震度６弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。

イ　警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあり、避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

ウ　施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

エ　全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

注）原災法が改正されるまで、本原子力災害警備計画では、次のとおり指針で定める緊急事態区分等の用語を併記する。

<table>
<tr><th>緊急事態区分</th><th colspan="2">原災法等の用語</th></tr>
<tr><td>情報収集事態</td><td rowspan="2">警戒事象</td><td>泊村で震度５弱又は震度５強の地震発生</td></tr>
<tr><td>警戒事態</td><td>泊村において震度６弱以上の地震発生</td></tr>
<tr><td>施設敷地緊急事態</td><td colspan="2">特定事象（原災法第10条）</td></tr>
<tr><td>全面緊急事態</td><td colspan="2">原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）</td></tr>
</table>

⑺　原子力災害対策重点区域

指針によれば、あらかじめ原子力災害特有の対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）は、以下に掲げる区域及び地域とされている。

ア　予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone、以下

単に「ＰＡＺ」という。）

原子力緊急事態宣言が発出された時点で直ちに避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲は泊発電所からおおむね半径５㎞以内とする。

イ　緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective Action Planning Zone、以下単に「ＵＰＺ」という。）

環境モニタリングに基づき、避難等緊急時防護措置を準備する区域であり、その範囲は泊発電所からおおむね半径30㎞以内とする。

⑻　緊急事態応急対策実施区域

原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）により緊急事態応急対策を実施すべき区域として指定された区域をいう。

⑼　複合災害

同時又は連続して、原子力災害と併せて２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。

⑽　警戒区域

原災法第28条第２項により読み替えられる災対法第63条第１項に基づき、市町村が住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めて設定する警戒区域をいう。

⑾　オフサイトセンター（ＯＦＣ：Offsite Center）

原災法第12条第１項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定した緊急事態応急対策拠点施設をいう。北海道では、北海道原子力防災センター（岩内郡共和町南幌似）がこれに当たる。このオフサイトセンターが使用不能の場合、寿都町総合文化センター又は喜茂別町農村環境改善センターを代替オフサイトセンターとして活用することとし、事態の進展や複合災害の状況等によっては、必要に応じて北海道後志総合振興局（虻田郡倶知安町）又は北海道庁を代替オフサイトセンターとする場合がある。

⑿　関係警察署

ＰＡＺ及びＵＰＺを管轄する札幌方面岩内警察署、札幌方面余市警察署、札幌方面倶知安警察署及び函館方面寿都警察署のほか、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）をはじめ原子力防災に関する地域防災計画・マニュアル等を策定している避難元（避難先）市町村(以下「関係市町村」という。)で広域避難に係る一時滞在場所・避難経路等を管轄する警察署をいう。

⒀　現地事故対策連絡会議

特定事象（施設敷地緊急事態）発生の通報があった場合、北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村(以下「北海道及び関係町村」という。)がオフサイトセンターにおいて、国等と情報を共有するため設置する組織をいう。

⒁　原子力災害合同対策協議会

原子力緊急事態（全面緊急事態）が発生した場合、北海道及び関係町村がオフサイトセンターにおいて、国とともに原子力緊急事態（全面緊急事態）に関する情報

を共有し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するために設置する組織をいう。

⒂　緊急時活動レベル（ＥＡＬ：Emergency Action Level）

原子力施設において事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態をいう。

⒃　運用上の介入レベル（ＯＩＬ：Operational Intervention Level）

防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などから求めたレベルをいう。

⒄　沸騰水型原子炉（ＢＷＲ：Boiling Water Reactor）

原子炉の冷却水を直接沸騰させてできた蒸気をそのままタービンに送る直接サイクル型の発電用原子炉型式をいう。構造は簡単であるが、タービンにはごく少量の放射性物質を含んだ蒸気が送られることになる。

⒅　加圧水型原子炉（ＰＷＲ：Pressurized Water Reactor）

減速材として軽水（普通の水）を使い、一次冷却系に圧力をかけて、高温の一次冷却水が沸騰しないようにし、この熱を蒸気発生器に通して二次冷却系の水に伝え、蒸気を作ってタービンを回して発電する原子炉型式をいう。一次冷却系と二次冷却系が蒸気発生器によって完全に分離されているので、タービンを通る二次冷却系の蒸気には放射性物質を含まない。この点が沸騰水型原子炉（ＢＷＲ）と異なる。

泊発電所３基の原子炉型式は、この加圧水型原子炉（ＰＷＲ）である。

⒆　モニタリング

放射線を定期的又は連続的に監視測定することをいう。原子力発電所等の周辺で野外の放射線監視を行うための施設としては、モニタリングステーション及びモニタリングポストがある。

⒇　スクリーニング

原子力関連施設周辺の地域住民等が、原子力災害の際に放射性物質による汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、避難所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けをすることをいう。

特に、放射性物質放出後に避難等の指示を受けた住民について、放射性物質の付着状況を検査し、30㎞圏外への移動に問題がないことを確認する検査（避難者に対する体表面汚染スクリーニング及び物品のスクリーニング）については、避難退域時検査という。

５　警察活動の基本方針

原子力災害警備に当たっては、道警察各部門が一体となり、総力を挙げて対処するとともに、警察庁、北海道、関係市町村その他関係機関、原子力事業者等と相互に連携し、人命の保護を第一とした活動を行うものとする。

原子力災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

⑴　住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。

⑵　立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。

⑶　防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。

6　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

北海道内において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、ＰＡＺ及びＵＰＺとする。

また、北海道内において地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村の13町村である。

第２　平素の措置

1　実態把握

関係警察署長は、原子力災害の発生に際して、的確な措置を講ずることができるよう、平素から次に掲げる事項について基礎資料の整備を行うとともに、所属職員に周知を図るものとする。

⑴　泊発電所の概要

⑵　原子力災害対策重点区域における世帯数及び人口

⑶　原子力災害対策重点区域における要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。）の居住状況

⑷　避難経路及び避難施設

⑸　道路実態及び交通規制箇所

⑹　関係機関等との通報連絡要領

⑺　その他原子力災害警備に必要な資料

2　原子力災害警備計画の策定と報告

⑴　策定

関係警察署長は、この原子力災害警備計画に準じて、関係警察署原子力災害警備計画（以下「署警備計画」という。）を策定するとともに、随時見直しを行うものとする。

⑵　報告

関係警察署長は、署警備計画を策定し、又は修正した場合は、速やかに警察本部長（札幌方面の警察署にあっては警察本部警備課、その他の警察署にあっては当該方面本部の警備課経由）に報告するものとする。

3　教養及び訓練

関係警察署長は、次に掲げるところにより、教養及び訓練を実施するものとする。

⑴　教養

ア　災対法、原災法等関係法令に関すること。

イ　北海道地域防災計画（原子力防災計画編）及び関係市町村地域防災計画に関すること。

ウ　原子力災害に係る基礎知識に関すること。

エ　原子力災害発生時の初動措置要領に関すること。

オ　その他原子力災害警備活動に必要な事項

⑵　訓練

ア　装備資機材の取扱習熟訓練

イ　関係機関との通報連絡訓練

ウ　避難誘導及び交通規制訓練

エ　その他原子力災害に備えた必要な訓練

4　原子力災害警備用装備資機材の点検整備

関係所属長は、平素から、放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスク、個人放射線量計、放射線測定器等の原子力災害警備用装備資機材（以下「装備資機材」という。）の点検整備に努めるものとする。

第３　体制

1　災害警備本部等の設置

⑴　災害警備本部の設置

警察本部長及び函館方面本部長は、次のいずれかの事項を認知したときは、総合的な警備諸対策を実施するため、警察本部にあっては警察本部長を、函館方面本部にあっては函館方面本部長を長とする災害警備本部を設置するものとする。その他の方面本部にあっては当該方面本部長が必要と認めたとき、当該方面本部長を長とする災害警備本部を設置するものとする。

ア　北海道知事が原子力規制委員会から警戒事象（警戒事態）の発生通報を受けた場合など、警戒事象の発生を認知したとき。

○　泊村において震度６弱以上の地震が発生したとき。

○　北海道日本海沿岸南部に「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき。

イ　原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき。

ウ　内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき。

⑵　災害警備対策室の設置

警察本部長及び函館方面本部長は、次の事項を認知したときは、警察本部にあっては警備部長を、函館方面本部にあっては函館方面本部の首席参事官を長とする災害警備対策室を設置するものとする。その他の方面本部にあっては当該方面本部長が必要と認めたとき、当該方面本部の首席参事官を長とする災害警備対策室を設置するものとする。

○　北海道知事が原子力規制委員会から情報収集事態（泊村で震度５強の地震）の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき。

○　北海道日本海沿岸南部に「津波注意報」が発表されたとき。

⑶　災害警備連絡室の設置

警察本部長及び函館方面本部長は、次の事項を認知したときは、警察本部にあっては警察本部警備課長を、函館方面本部にあっては函館方面本部警備課長を長とする災害警備連絡室を設置するものとする。その他の方面本部にあっては当該方面本部長が必要と認めたとき、当該方面本部の警備課長を長とする災害警備連絡室を設置するものとする。

○　北海道知事が原子力規制委員会から情報収集事態（泊村で震度５弱の地震）の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき。

⑷　関係警察署災害警備本部等の設置

関係警察署長は、警察本部及び方面本部に災害警備本部又は災害警備対策室が設置された場合は、関係警察署長を長とする災害警備本部を設置するものとする。

また、警察本部及び方面本部に災害警備連絡室が設置された場合は、関係警察署の警備課（係）長を長とする災害警備連絡室を設置するものとする。

⑸　長期化が予想される場合の措置

警察本部長は、原子力災害警備が長期化すると予想される場合は、災害警備本部の体制及び部隊編成等の見直しを行い、長期活動体制を確立するものとする。

2　警察職員の招集

警察本部長、方面本部長、警察学校長及び警察署長は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模、態様等により、災害警備本部等要員を招集するものとする。

3　警察職員の派遣

⑴　警察本部長は、原子力災害が発生した場合は、オフサイトセンターへ必要な要員を派遣するものとする。

⑵　関係警察署長は、管轄する市町村の災害対策本部等へ必要な要員を派遣するものとする。

第４　原子力災害発生時の措置

1　原子力災害発生時の通報連絡

関係警察署長は、原子力防災管理者又は関係市町村長から原子力災害発生の通報連絡を受理した場合は、別表２「通報連絡系統図」に基づき、直ちに警察本部長に報告（札幌方面にあっては警備部長を、その他方面にあっては当該方面本部長を経由）するものとする。

2　原子力災害警備の実施

⑴　情報の収集と報告

関係警察署長は、オフサイトセンター及び関係機関と緊密に連携し、情報の共有を図るほか、警備部隊、パトカー等を運用して、次に掲げる事項について情報を収集し、別記第１号様式「原子力災害発生報告書」により、断片情報であっても逐次、災害警備本部等に報告するものとする。

ア　事故の状況

㈠　発生日時

㈡　発生場所

㈢　事故の原因

㈣　通報受理時間

イ　事故による影響

㈠　風向き、風速等の気象状況

㈡　放射性物質の放出量と外部への影響

㈢　放射性物質の拡散予測

ウ　被災者及び行方不明者の有無

エ　避難及び退避の状況（避難先等の状況を含む）

オ　応急措置の状況

(ｱ) 警察の措置

(ｲ) 原子力事業者の措置

(ｳ) 関係機関の措置

カ　その他必要と認める事項

(2) 周辺住民等への情報提供

関係警察署長は、周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関、交通規制、避難方法等に関する情報を正確かつきめ細かく提供するものとする。

(3) 避難誘導及び屋内退避

ア　関係警察署長は、警察職員の安全確保を図りつつ、関係機関等と緊密に連携し、人命の安全を第一に、あらゆる方法により、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難誘導、屋内退避の呼び掛けその他の防護活動を行うとともに、住民の避難状況を確認するものとする。

なお、ＰＡＺにおいては、原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）がなされた時点で住民等は原則として即時避難を行うものとする。

また、ＵＰＺにおいては、国等の指示に基づき、泊発電所の状況に応じた段階的避難（一時移転を含む。）を行うものとする。

イ　関係警察署長は、避難誘導等の活動を行うに当っては、関係市町村と連携し、要配慮者に十分な対応を行うものとする。

ウ　関係警察署長は、避難誘導を円滑に実施するため、道路管理者等と連携し、原子力災害の状況等を踏まえ、避難経路等において交通規制等を実施するものとする。

(4) 警戒区域等の設定

警察官は、関係市町村長が警戒区域又は避難指示区域を設定した場合は、当該指示などの実効を挙げるため、関係機関とともに、立入制限又は立入禁止等の必要な措置を執るものとする。

なお、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間について、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合において、関係市町村の職員等が現場にいないとき、又は関係市町村長から要求があったときは、警戒区域の設定を行うものとする。

(5) 緊急輸送の支援

関係警察署長は、避難住民、国等から派遣される専門家、原災法第２条第５号の緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関して、関係機関と緊密な連携の上、緊急車両による先導等必要な措置を執るものとする。

3　警察職員の被ばく対策

(1) 装備資機材の有効活用

現場で活動する警察職員は、装備資機材を活用し、放射線被ばく防止に努めるものとする。

なお、現場活動するに当たっては、災害警備本部等の指示に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用するものとする。

⑵　被ばく管理

緊急事態応急対策実施区域又は警戒区域に立ち入った警察職員は、個人放射線量計により放射線量を確実に測定し、別記第２号様式「個人線量管理票」に記録するとともに、所属長及び警察本部厚生課長は、これを適切に管理するものとする。

４　放射性物質の汚染拡大の防止

所属長は、緊急事態応急対策実施区域又は警戒区域において使用した車両及び装備資機材等については、指定された場所において確実に除染等を行い、放射性物質の飛散防止の措置又は廃棄処分を講ずるものとする。

第５　部隊編成等

災害警備本部等及び警備部隊の編成については、別に定める。

第６　運搬中の事故に対する措置

運搬中の事故による原子力災害に対する措置については、第３から第５までの規定を準用する。

第７　その他

この原子力災害警備計画に基づく具体的な警察措置、活動要領その他原子力災害警備の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表１

～　原子力防災の体系について　～

我が国における原子力防災の体系は、次のとおりである。

◆　防災関連法規と防災計画の枠組み

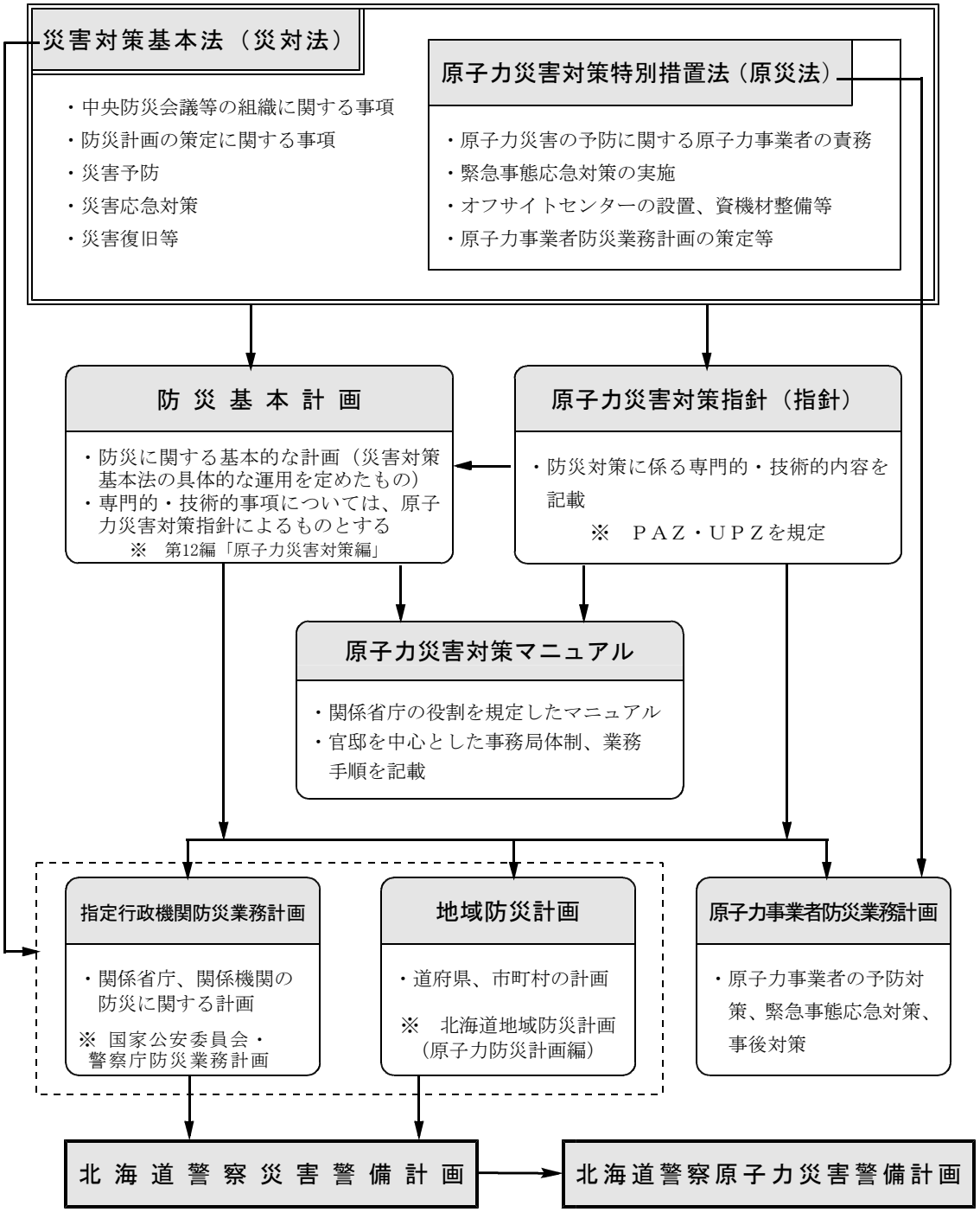

別表２

通報連絡系統図

警戒事態
ＥＡＬ１

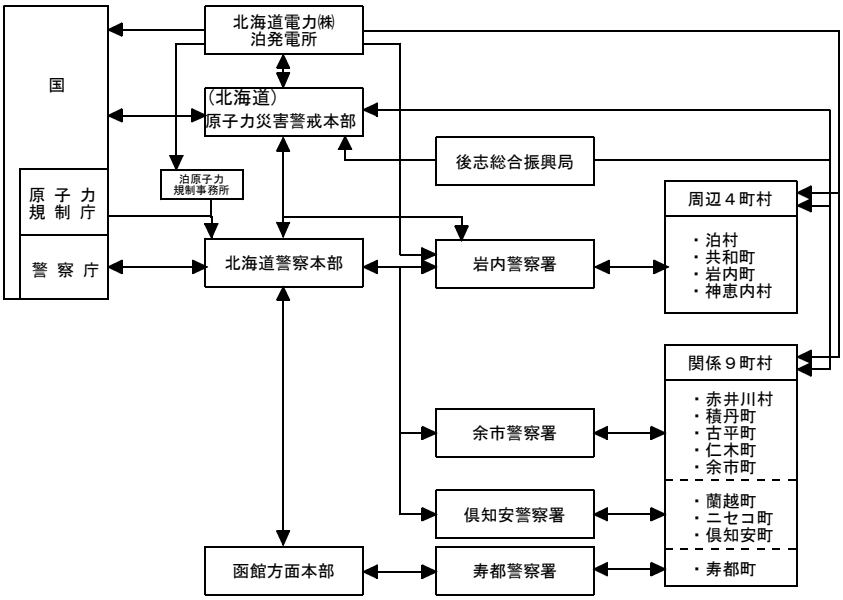

施設敷地緊急事態
ＥＡＬ２

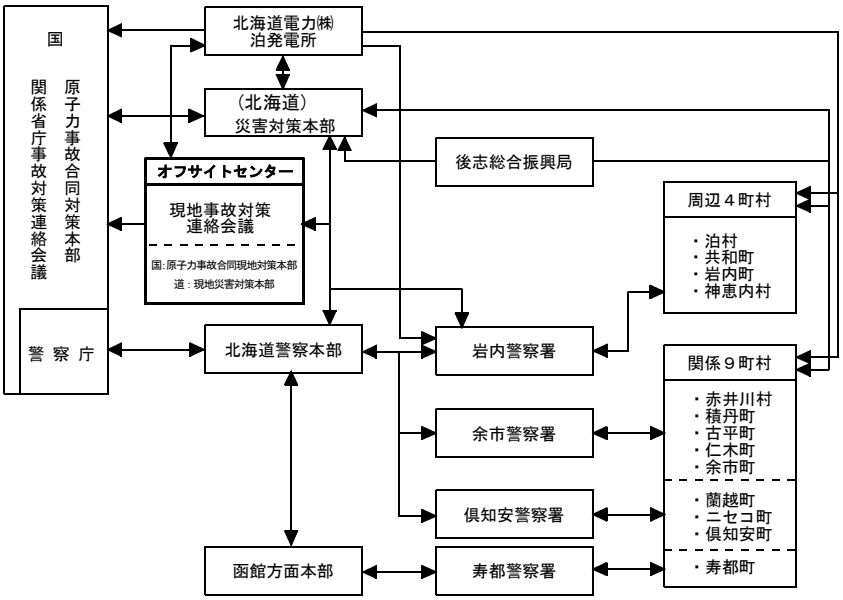

全面緊急事態
ＥＡＬ３

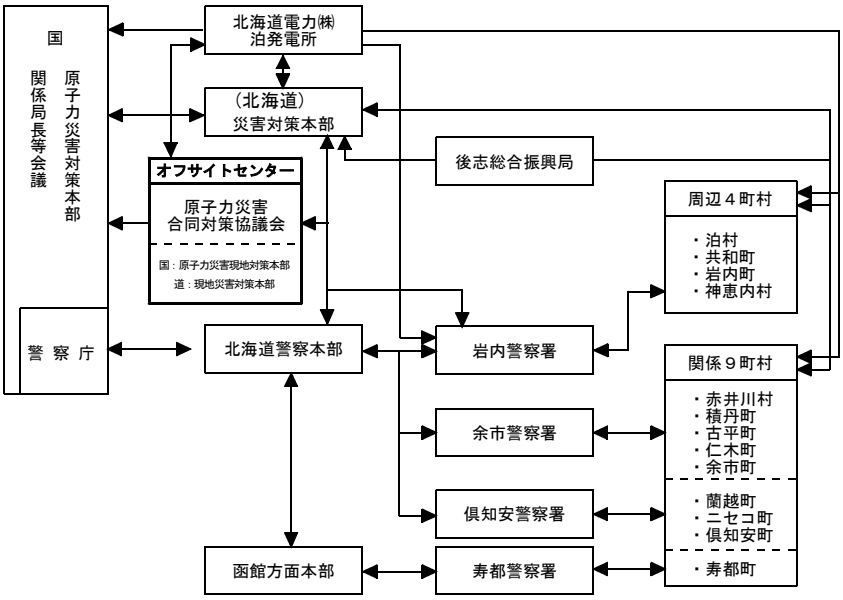

別記第１号様式（第４の事項関係）

原子力災害発生報告書

警察署（第　　報）

項　目	内　容		
① 発生日時	年　月　日（　）午前・午後　時　分		
② 発生場所	北海道		
③ 事故の原因			
④ 通報受理時間	年　月　日（　）午前・午後　時　分 機関名・担当者（　）		
⑤ 気象状況	天候　風向き　風速		
⑥ 放射性物質の放出量	μSV・mSV・SV		
⑦ 外部への影響			
⑧ 放射性物質の拡散予測			
⑨ 事故の概要（今後の見通し）			
⑩ 人的被害	死傷者　人	行方不明者　人	被ばく者　人
⑪ 避難等（一時移転含む。）	項　目	勧告・指示	自　主
	地域（区）		
	世帯数	世帯　人	世帯　人
	避難状況		
⑫ 屋内退避	項　目	勧告・指示	自　主
	地域（区）		
	世帯数	世帯　人	世帯　人
	避難状況		
⑬ 応急措置の状況 警察の措置			
原子力事業者の措置			
関係機関の措置			
⑭ 参考事項			

74	30	020	事故災害関係	５年

別記第２号様式（第４の事項関係）

個 人 線 量 管 理 票

所属：

ふりがな 氏　　名		階　　級 （職　名）	（　　）
生年月日	年　　月　　日生（　　歳）	採用年月 現所属年月	年　　月（　　年） 年　　月（　　年）

活動年月日	任　　務	活動エリア	開始時間	終了時刻	被ばく線量（mSｖ）	線量計所持者 氏名・型式	防護服着装の有無	除染の有　無
例 R4.00.00	交通規制	○○町 ○km圏内	10:00	16:00	0.004	北海　太郎 PDM-222VC	有	有

22	60	010	健康管理関係	３年

注１　「被ばく線量」は、個人線量計の数値（積算線量）を記載すること。
　２　個人線量計を携帯しなかった職員については、行動を共にした職員が携帯した線量計の数値を記載すること。
　３　「防護服」とは、放射性粉じん用防護服をいう。